

厚生労働省発生食 0316 第 11 号

令和 3 年 3 月 16 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 田村 憲久
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）における器具及び容器包装の規格を別添のとおり改正すること。



牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームに用いられる容器包装の規格の一部改正について

(合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装又は組合せ容器包装の内容物に直接接触する部分の合成樹脂に使用する添加剤に関する規格の削除)

1. 背景及び趣旨

食品用器具・容器包装の規格基準は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）に定められており、令和2年6月には食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の一部の施行に伴い、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度（以下「PL制度」という。）が導入され、合成樹脂を使用した全ての食品の器具・容器包装について、国民全体を対象とした安全性確保の仕組みが整備されたところである。

乳及び乳製品に用いられる容器包装の規格基準は、規格基準告示第3 器具及び容器包装の部 E 器具又は容器包装の用途別規格の項に個別に規定されている。その中で、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム（以下「牛乳等」という。）に用いる合成樹脂製容器包装並びに合成樹脂加工紙製容器包装並びに組合せ容器包装（以下「合成樹脂製容器包装等」という。）については、他の食品に用いる容器包装と異なり、内容物に直接接触する合成樹脂に用いられる添加剤は、原則使用禁止となっている。一方、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料（以下「乳飲料等」という。）に用いられる合成樹脂製容器包装等については、規格基準設定当初は、牛乳等と同じく添加剤の規制があったものの、平成2年に添加剤の規制が削除された。

乳幼児及び病弱者（以下「乳幼児等」という。）の必需品として考えられる牛乳等、乳飲料等及び調製粉乳の器具・容器包装の規格基準については乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）に規定され、その他の食品に関する規格基準は規格基準告示に規定されていたことから、これまでも乳等省令の器具・容器包装の部を規格基準告示に統合することについて検討がなされてきた。平成21年の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具容器包装・乳肉水産食品合同部会においては、クリームを除く牛乳等については乳幼児等の必需品であるという整理が維持され、統合はできないとされた。平成24年の同分科会器具・容器包装部会においては、牛乳等を含めた全ての乳及び乳製品並びにそれらを主要原料とする食品の器具・容器包装の規格基準に関して、PL制度の導入と併せて、規格基準告示に統合し、規制を整合化する方向で進めることが了承された。そして、令和2年6月のPL制度の施行に伴い、同年12月に規格基準告示の用途別規格の項に移

行したところであるが、上記のとおり、牛乳等とその他の食品の規格の整合化はなされていない。

今般、一般社団法人日本乳業協会及び一般社団法人日本乳容器・機器協会から、消費者の利便性や品質向上による牛乳等の衛生水準の向上を考慮し、牛乳等の容器包装に使用する添加剤について、乳飲料等を含むその他の食品と同様にPL制度等で管理されることをふまえた規制の見直しの要望書が提出された。

要望書の趣旨を踏まえ、令和3年1月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において、PL制度が導入されたことにより器具・容器包装の原材料として使用できる添加剤が規定されたこと、乳幼児等が牛乳等以外の食品を多く摂食していること、乳幼児等以外も幅広く摂取していることから、乳幼児等の必需品として規制していることについて、国民全体を対象とし、2. に示す改正を行っても、PL制度が適切に運用される限り安全性を確保することが可能と判断されたところである。

2. 改正内容について

規格基準告示の第3器具及び容器包装 E 器具又は容器包装の用途別規格の項で規定される牛乳等に用いられる容器包装のうち、内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂に関して、添加剤を使用してはならない旨の規定を削除する。

3. 今後の対応

食品安全委員会からの答申を受けた後、パブリックコメント等の改正に係る所要の手続きを進める。